

令和 8 年（2026 年）7 月 17 日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 山下 秀樹
電 話	06-6415-6167

インターネット掲示板への投稿を行った職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

都市整備局 一般職員（30 歳代・男性）

2 処分内容

減給 1 月（給料の月額 の 10 分の 1）

（地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号）

3 処分日

令和 8 年（2026 年）7 月 17 日

4 処分の概要

被処分者は、インターネットの匿名掲示板において、特定の個人の氏名を挙げたうえで、その社会的評価を低下させる内容を多数回にわたり投稿し、名誉毀損に該当する行為を行った。被処分者は警察の捜査を受けたほか、投稿の対象となった相手方との間で示談が成立している。

この行為は、本市職員としての信用を著しく失墜させ、市政全体に対する市民の信頼を損なうものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であることから、地方公務員法の規定に基づき懲戒処分（減給 1 月）を行った。

以 上